

制定 昭和 46 年 10 月 28 日
改正 平成 12 年 5 月 26 日
改正 平成 25 年 3 月 21 日
改正 令和 5 年 7 月 24 日

一般財団法人日本ウエザリングテストセンター
賛 助 会 員 規 程

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本ウエザリングテストセンター（以下「本財団」という。）
定款第 45 条第 4 項の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 本財団の趣旨に賛同する者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得て、賛助会
員となることができる。

第 3 条 賛助会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 団体会員

第 4 条 賛助会員は、本財団が事業とする暴露試験、促進劣化試験などの試験依頼に際し、入会金
の口数に応じた所定の便宜を受けることができる。更に、本財団が実施する諸事業への参加
の便宜を受けるとともに、諸事業から生じる成果を受けることができる。

第 5 条 賛助会員は、別表 1 に定める入会金を本財団からの請求に基づき速やかに納入するものと
する。

第 6 条 賛助会員は、別表 2 に定める会費の 1 か年分を本財団からの請求に基づき速やかに納入す
るものとする。

- 2 本財団の事業年度の途中で入会した者は、入会した日の属する月から当該事業年度末まで
の会費を、本財団からの請求に基づき速やかに納入するものとする。
- 3 前第 1 項及び第 2 項の会費の納入は、半期毎に分納することができる。

第 7 条 賛助会員が退会した場合には、既に納入した入会金及び会費は返還しない。

第 8 条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合、退会となる。

- (1) 賛助会員から退会の申し出がなされた場合
当該賛助会員は、書面により退会の申し出を行うものとし、当該事業年度の末日をもって
退会とする。
- (2) 賛助会員が所定の賛助会費を納入しない場合
本財団は、理事会の議決を得て、当該賛助会員を退会とすることができる。
- (3) 賛助会員が法令に違反する行為、本財団の趣旨に反する行為をする等し、本財団が賛助会
員として適当でないと判断した場合
本財団は、理事会の議決を得て、当該賛助会員を退会とすることができる。

第9条 賛助会員は、次の各号の一に該当する場合、その権利を失う。

- (1) 本財団が解散したとき。
- (2) 第8条に基づき退会となったとき。

附 則 本規程は、昭和46年10月28日から施行する。

附 則 本規程の改正は、平成12年5月26日から施行する。

附 則 本規程の改正は、平成25年3月21日から施行する。

附 則 本規程の改正は、令和5年7月24日から施行する。

別表 1

賛助会員の入会金は、次のとおりとする。

種 類	入 会 金
法人会員	1口 金 200,000円とし、1口以上
団体会員	1口 金 200,000円とし、1口以上

別表 2

賛助会員の会費は、次のとおりとする。

種 類	区 分	金 額
法人会員	資本金額 3億円未満	月額、金 2,000円
	資本金額 3億円以上 10億円未満	月額、金 3,000円
	資本金額 10億円以上 50億円未満	月額、金 5,000円
	資本金額 50億円以上 100億円未満	月額、金 7,000円
	資本金額 100億円以上	月額、金 9,000円
団体会員	前年度決算金額 5千万円未満	月額、金 4,000円
	前年度決算金額 5千万円以上 1億円未満	月額、金 8,000円
	前年度決算金額 1億円以上	月額、金 12,000円